

令和6年度 釧路公立大学同窓会総会

議案書

日時：令和6年9月21日（土）16：00～
会場：ホテルポールスター札幌 2階セレナード

総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

報告 1 令和 5 年度決算報告について

報告 2 令和 5 年度監査報告について

報告 3 令和 6 年度予算報告について

(2) 審議事項

議案 1 同窓会規約の一部改正について

議案 2 役員の改選について

(3) その他

4 閉 会

令和5年度決算報告

1 一般会計

<収入>

単位:円

科目	予算額	決算額	差額	備考
繰越金	3,188,613	3,188,613	0	
入会金	3,000,000	3,060,000	60,000	現年度306名、過年度 名
諸収入	1,000	510	△ 490	
預金利息	1,000	510	△ 490	定期預金利息
寄付金	0	0	0	
その他収入	0	0	0	
卒業祝賀会会費	420,000	192,000	△ 228,000	参加者64名(招待者除く)
合計	6,609,613	6,441,123	△ 168,490	

(a)

<支出>

単位:円

科目	予算額	決算額	差額	備考
運営費	1,300,000	192,694	1,107,306	
事務局費	1,200,000	160,288	1,039,712	
旅費	300,000	66,840	233,160	次年度同窓会会場選定
消耗品費	50,000	1,980	48,020	ゴム印
印刷製本費	350,000	79,860	270,140	規約、封筒
通信・手数料	500,000	11,608	488,392	振込手数料、郵便切手、HPドメイン
賃借料	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
委託料	0	0	0	
会議費	100,000	32,406	67,594	理事会開催経費
事業費	4,280,000	3,415,027	864,973	
会報発行費	0	0	0	
卒業等記念品費	1,000,000	475,878	524,122	卒業生記念品、退職教員記念品等
卒業祝賀会開催費	880,000	612,845	267,155	会場費、景品代等
協賛・助成費等	400,000	399,800	200	成績優秀者奨励金、大学祭補助等
記念事業積立金	2,000,000	1,926,504	73,496	
支部運営費	0	0	0	
設立準備費	0	0	0	
運営補助金	0	0	0	
予備費	1,029,613	20,000	1,009,613	入会金還付
合計	6,609,613	3,627,721	2,981,892	

(b)

次年度繰越額:(a)-(b)= 2,813,402 円

2 記念事業積立特別会計

<収入>

単位:円

科目	予算額	決算額	差額	備考
繰越金	42,000,000	42,000,000	0	
一般会計繰入金	2,000,000	1,926,504	△ 73,496	
合計	44,000,000	43,926,504	△ 73,496	

(a)

<支出>

単位:円

科目	予算額	決算額	差額	備考
総会	0	0	0	
記念事業	1,000,000	926,504	73,496	内訳別掲
合計	1,000,000	926,504	73,496	

(b)

次年度積立金累積額: (a)-(b) = 43,000,000 円

(別掲)

○記念事業内訳

	予算額	決算額
・大学法人化記念品	1,000,000	926,504

令和5年度監査報告書

釧路公立大学同窓会規約に基づき、令和5年度の会計監査を行った結果を下記のとおり報告いたします。

記

1 会計監査の結果

令和5年度の会計監査において決算報告書・金銭出納簿・領収書・預金通帳等により監査を行った結果、

ア 適正に処理されていることを認めます。

イ 一部改善を求めるが、おおむね適正に処理されていることを認めます。
(意見：)

ウ 処理が不適正であるため、改善を求めます。
(意見：)

令和 6 年 7 月 26 日

釧路公立大学同窓会
会長 太田 泰晶 様

釧路公立大学同窓会監査

大物 義高



令和5年度監査報告書

釧路公立大学同窓会規約に基づき、令和5年度の会計監査を行った結果を下記のとおり報告いたします。

記


1 会計監査の結果

令和5年度の会計監査において決算報告書・金銭出納簿・領収書・預金通帳等により監査を行った結果、

- ア 適正に処理されていることを認めます。
- イ 一部改善を求めるが、おおむね適正に処理されていることを認めます。
(意見：)
- ウ 処理が不適正であるため、改善を求めます。
(意見：)

令和 6 年 7 月 26 日

釧路公立大学同窓会
会長 太田 泰晶 様

釧路公立大学同窓会監査 石川 貴之 

令和6年度予算

1 一般会計

<収入>

単位:円

科目	現年度予算	前年度予算	備考
繰越金	2,813,402	3,188,613	
入会金	3,000,000	3,000,000	
諸収入	1,000	1,000	預金利息
預金利息	1,000	1,000	
寄付金	0	0	
その他収入	0	0	
卒業祝賀会会費	420,000	420,000	参加予定数140名
合計	6,234,402	6,609,613	

<支出>

単位:円

科目	現年度予算	前年度予算	備考
運営費	1,300,000	1,300,000	
事務局費	1,200,000	1,200,000	
旅費	300,000	300,000	
消耗品費	50,000	50,000	
印刷製本費	350,000	350,000	封筒、規約等
通信・手数料	500,000	500,000	郵送料、各種手数料、HPドメイン
賃借料	0	0	
備品購入費	0	0	
委託料	0	0	
会議費	100,000	100,000	
事業費	4,550,000	4,280,000	
会報発行費	0	0	
卒業等記念品費	500,000	1,000,000	
卒業祝賀会開催費	1,000,000	880,000	
協賛・助成費等	550,000	400,000	大学祭補助、優秀者等奨励金、学生支援
記念事業積立金	2,500,000	2,000,000	
支部運営費	0	0	
設立準備費	0	0	
運営補助金	0	0	
予備費	384,402	1,029,613	
合計	6,234,402	6,609,613	

2 記念事業積立特別会計

<収入>

単位:円

科目	現年度予算	前年度予算	備考
繰越金	43,000,000	42,000,000	
一般会計繰入金	2,500,000	2,000,000	
合計	45,500,000	44,000,000	

<支出>

単位:円

科目	現年度予算	前年度予算	備考
総会	3,000,000	0	同窓会(札幌)開催
記念事業	500,000	1,000,000	内訳別掲
合計	3,500,000	1,000,000	

(別掲)

○記念事業内訳

・大学法人化記念品 500,000

○総会開催経費 3,000,000

日時:令和6年9月21日

場所:ポールスター札幌

釧路公立大学同窓会規約の一部改正に係る新旧対照表

旧	新
<p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は、釧路公立大学同窓会と称し、事務局を<u>同校</u>に置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <p>(1) 正会員 <u>同校</u>の卒業生</p> <p>(2) 準会員 <u>同校</u>の在校生</p> <p>(3) 名誉会員 <u>同校</u>の教員及び旧教員</p> <p>第3条、第4条 (省略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>副会長 2名</p> <p>理事 若干名</p> <p>監査 2名</p> <p>総務会計 2名以上</p> <p><u>(2)</u> 役員の任期は2年とし、中途就任した者は前任者の任期を継承する。ただし、再任は妨げない。</p> <p>第6条 役員を選出は、次による。</p> <p>(1) 会長、副会長、理事及び監査は、総会において正会員より選出する。</p> <p>(2) 総務会計は、会長が正会員の中から2名以上を、<u>同校の事務局職員から1名程度</u>を指名し、理事会及び総会に報告する。</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>第8条 (見出し追加のみにつき、条文省略)</p>	<p>第1条 本会は、釧路公立大学同窓会と称し、事務局を<u>公立大学法人釧路公立大学</u> (以下「<u>大学</u>」という。)内に置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <p>(1) 正会員 <u>大学</u>の卒業生</p> <p>(2) 準会員 <u>大学</u>の在校生</p> <p>(3) 名誉会員 <u>大学</u>の教員及び旧教員</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p><u>(2)</u> 副会長 2名</p> <p><u>(3)</u> 理事 若干名</p> <p><u>(4)</u> 監査 2名</p> <p><u>(5)</u> 総務会計 2名以上</p> <p><u>2</u> 役員の任期は2年とし、中途就任した者は前任者の任期を継承する。ただし、再任は妨げない。</p> <p><u>(役員を選出)</u></p> <p>第6条 役員を選出は、次による。</p> <p>(1) 会長、副会長、理事及び監査は、総会において正会員より選出する。</p> <p>(2) 総務会計は、会長が正会員及び<u>大学事務局職員の中から2名以上</u>を指名し、理事会及び総会に報告する。</p> <p><u>(顧問の設置)</u></p> <p>第8条 (見出し追加のみにつき、条文省略)</p>

旧	新
<p>(会議)</p> <p>第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>2 総会は、会長が理事会の承認を得て召集し、次の事項を決定又は理事会の報告を受ける。</p> <p>(1) 規約改廃の決定</p> <p>(2) 総会決定案件の理事会への権限委任を決定する</p> <p>(3) 予算及び決算の報告を受ける</p> <p>(4) その他重要事項について決定又は理事会の報告を受ける</p> <p>3 理事会は、第5条に規定する役員で構成し、3分の1以上の出席で成立し、次の事項を審議・決定する。ただし、監査は、理事会成立要件には含めず、議決権を有しないものとする。</p> <p>(1) 予算及び決算の審議並びに承認</p> <p>(2) 総会提出案件の決定</p> <p>(3) その他重要事項について審議・決定する</p> <p>第10条～第19条 (省略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。</p> <p>2 総会は、会長が理事会の承認を得て召集し、次の事項を決定又は理事会の報告を受ける。</p> <p>(1) 規約改廃を決定すること</p> <p>(2) 総会決定案件の理事会への権限委任を決定すること</p> <p>(3) 予算及び決算の報告を受けること</p> <p>(4) その他重要事項について決定又は理事会の報告を受けること</p> <p>3 理事会は、第5条に規定する役員で構成し、3分の1以上の出席で成立し、次の事項を審議・決定する。ただし、監査は、理事会成立要件には含めず、議決権を有しないものとする。</p> <p>(1) 予算及び決算を審議並びに承認すること</p> <p>(2) 総会提出案件を決定すること</p> <p>(3) その他重要事項を審議・決定すること</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規約は、令和6年9月21日から施行する。</p>

釧路公立大学同窓会役員

○総会選出

役員名	定数	氏 名	卒期	勤 務 先	備 考
会 長	1名				
副会長	2名				
理 事	若干名				
監 査	2名				

○会長指名

総務会計	2名 以上				

釧路公立大学同窓会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、釧路公立大学同窓会と称し、事務局を公立大学法人釧路公立大学（以下「大学」という。）内に置く。

(組織)

第2条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学の卒業生
- (2) 準会員 大学の在校生
- (3) 名誉会員 大学の教員及び旧教員

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を厚くし、母校との関係を密にして、その発展に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 親睦会、講演会の開催
- (3) 会誌の発行その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査 2名
- (5) 総務会計 2名以上

2 役員任期は2年とし、中途就任した者は前任者の任期を継承する。ただし、再任は妨げない。

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次による。

- (1) 会長、副会長、理事及び監査は、総会において正会員より選出する。
- (2) 総務会計は、会長が正会員及び大学事務局職員の中から2名以上を指名し、理事会及び総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を掌理する。
- (4) 監査は、会計事務を監査し、理事会及び総会に報告する。
- (5) 総務会計は、会長の命により同窓会の事務を処理する。

(顧問の設置)

第8条 本会に理事会の承認を得て顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が理事会の諮問に応じ、会長及び理事会並びに総会に出席し意見を述べるることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、会長が理事会の承認を得て召集し、次の事項を決定又は理事会の報告を受ける。

- (1) 規約改廃を決定すること
- (2) 総会決定案件の理事会への権限委任を決定すること
- (3) 予算及び決算の報告を受けること
- (4) その他重要事項について決定又は理事会の報告を受けること

- 3 理事会は、第5条に規定する役員で構成し、3分の1以上の出席で成立し、次の事項を審議・決定する。ただし、監査は、理事会成立要件には含めず、議決権を有しないものとする。

- (1) 予算及び決算を審議並びに承認すること
- (2) 総会提出案件を決定すること
- (3) その他重要事項を審議・決定すること

第10条 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決める。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(会計)

第11条 本会の経費は、準会員の入会金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 入会金は、10,000円とし、入学手続き時に徴収する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、特定の事業を行う場合にあつて、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において設置することができる。
- 3 本会の会計処理は、本規約のほか、会長が理事会の承認を得て別に定める規則に基づき、適正に処理されなければならない。

(同窓会事務局)

第14条 本会の事務局は、会長、副会長及び総務会計で組織する。

- 2 会長は、本会の事務を統括させるため、事務局長を置くことができる。
- 3 前項の事務局長は、会長が総務会計の中から指名する。

(会員の責務)

第15条 会員は、本会の事業に積極的に協力し、行事に参加しなければならない。

- 2 会員は、氏名、住所、勤務先が変更になったときは、すみやかに事務局に届けなければならない。

(支部の届出)

第16条 遠隔地の会員は、本会との連絡調整並びに当該地域会員相互の親睦を図るため支部を設置することができる。

- 2 支部を設置しようとする会員は、連署をもって支部設置届を事務局に届出なければならない。
- 3 本会事務局は、必要に応じて、支部を設置することができる。

第17条 本会は、支部との連絡を密にし、支部の育成に努めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 本会は、取得した会員の個人情報について、個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、適正な取扱いを図ることとする。

- 2 会長は、前項の適正な取扱いに資するための方針を理事会の承認を得て別に定め、会員に公表することとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるものの他、本会の会務に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成3年12月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条に定める正会員は、平成3年度に限り大学の卒業予定者とする。
- 3 第12条に定める会計年度については、平成3年度に限り、本規約の施行日より始まることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成7年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年11月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の改正前に定めた個人情報の取扱いに関する方針については、改正後の第18条第2項に基づき定めたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年10月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年9月21日から施行する。

個人情報の取り扱いについて

釧路公立大学同窓会では、卒業生情報(以下「個人情報」という)を管理することが本会にとって最も重要な役割ですが、それに伴う個人情報保護の重要性を認識し、取り扱いには細心の注意を払うことが不可欠であると考えます。

そこで個人情報の取扱方針を以下のとおり定め、これに従って個人情報の保護を行うことを周知徹底します。

◆個人情報の収集及び利用目的

本会は、会員相互のネットワーク作りや在学生の就職支援等を図るために、卒業生の情報を収集しています。

収集は、大学より基本の情報を取得、もしくは住所登録ハガキやホームページ、eメールなどで取得し、利用目的は次のとおりとします。

- ・会員相互の情報交換
- ・会報の送付、同窓会が主催する行事の案内
- ・在学生就職活動支援の一環として企業にいる卒業生への連絡など
- ・卒業生名簿の管理
- ・同窓会支部等への支援
- ・その他同窓会事業に関わる業務

◆個人情報の安全保護と継続的改善の実施

本会は、個人情報に対し適切な安全保護対策・措置を講じ、個人情報保護に関わる法令、規範を遵守します。

また、その取り組みについて随時見直すとともに、継続的改善に努めます。

◆個人情報の提供

本会は、登録いただいた個人情報について、会員本人の同意がある場合や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合を除いて、第三者に対する開示・提供をいたしません。

釧路公立大学と釧路公立大学同窓会における個人情報の共同利用について

釧路公立大学と釧路公立大学同窓会は、以下のとおり在学生及び卒業生の個人情報を共同利用することとします。

(共同利用者)

釧路公立大学、釧路公立大学同窓会

(共同利用の目的)

釧路公立大学にあつては、卒業生の情報を在学生の就職支援や大学広報の分野、また卒業生への通知などに活用するために必要であり、釧路公立大学同窓会にあつては、釧路公立大学への入学時から学生を準会員として位置付けた上で活動を行っていることから在学生の情報を必要とするものである。

(共同利用する情報)

在学生及び卒業生の氏名、性別、学生番号、学位番号、学部・学科、所属ゼミ、担当教員、卒業年月日、住所、電話番号、勤務先、役職、勤務先の住所、勤務先の電話番号、出身高校、メールアドレス、親元住所、親元電話番号。